

第63回

新宿区景観まちづくり審議会議事録

平成29年11月17日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

第63回 新宿区景観まちづくり審議会

開催年月日・平成29年11月17日

出席した委員

**松川淳子、後藤春彦、坂井文、安田望、浅見美恵子、大浦正夫、和田総一郎、阿部光伸、
土屋晴仁、新井建也**

欠席した委員

窪田亜矢、野澤康、秋田典子、福井清一郎、谷川一美、藤川裕子

議事日程

1. 審議

[議案1] 「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る
特定区域景観形成指針（原案）」について

[議案2] 景観重要樹木（第3号）の指定解除について

2. その他

議事

午前10時00分開会

○後藤会長 定刻になりました。ただ今から第63回新宿区景観まちづくり審議会を開会いたします。本日の出席状況および配布資料等について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（主査） 事務局です。本日は**窪田委員、野澤委員、秋田委員、福井委員、谷川委員、藤川委員**よりご欠席の旨のご連絡を頂いています。委員の過半数が出席していますので、新宿区景観まちづくり条例施行規則第39条第2項により審議会は成立いたします。

次に、本日の進行と配布資料等についてご説明いたします。本日の進行については、配布しました次第のとおりです。

続きまして、資料についてご確認をお願いいたします。まず机上配布資料として、次第、こちらは裏面に委員名簿を記載しています。「新宿区景観まちづくり条例施行規則」、こちらの冊子には今回の議題に合わせ「東京都景観条例第19条の規定に基づく大規模建築物等景観形成

指針（抜粋）」が差し込まれています。「新宿区景観まちづくり計画」、「新宿区景観形成ガイドライン」と改定版、「新宿区景観形成ガイドライン」、「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」を机上配布しています。こちらは各委員専用のものですので、ご自由に書き込みしていただくなどご活用ください。なお、審議会の閉会後に事務局で保管し、今後、審議会を開催する際、机上に配布させていただきます。もしお持ち帰りする場合には、次回の審議会の開催の際にお持ちくださいますよう、お願いいたします。

次に、既に送付済みの資料について確認させていただきます。既に送付済みの資料として、[議案1] 資料1「『歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(原案)』について」、[議案1] 資料2「『歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(原案)』の概要について」、[議案1] 資料3「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(原案)」、[議案1] 資料4「第62回景観まちづくり審議会報告時の委員意見及び原案への反映について」、[議案2] 資料「景観重要樹木(第3号)の指定解除について」。資料は以上です。

なお、審議会は公開となっております。また、傍聴の方は発言できませんので、ご了承ください。

最後にマイクの使い方をご説明させていただきます。右から二つ目の「要求4」のボタンを押していただきますとマイクの先端がオレンジ色に光ります。ご発言いただきまして、終わりましたら、一番右の「終了5」というボタンを押していただきますようお願いいたします。

事務局からのご説明は以上となります。それでは議事にお入りいただきたいと思います。

後藤会長、どうぞよろしくようお願いいたします。

1. 審議

【議案 1】「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（原案）について」

○後藤会長 改めまして、おはようございます。本日は過半数ぎりぎりという審議会だそうです。

それでは、議案1「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（原案）について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。それでは議案1「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（原案）について」、ご説明いたしま

す。資料1をご覧ください。新宿区は、屋外広告物を活用したシネシティ広場周辺の一体的な賑わいの創出を図るため、地域のまちづくり組織と共に、東京都景観条例第19条の規定に基づく大規模建築物等景観形成指針の「地域の個性を生かした景観誘導」に定める「特定区域景観形成指針」の策定について、検討を行ってまいりました。今回、地域説明会および区民意見募集を経て、「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(原案)」を定めました。今後、指針案を決定し、東京都への提案に向けた手続きを行っていくものです。

「1 経緯」になります。平成29年4月から7月にかけて、「シネシティ広場周辺まちづくりの会」、これは今回かけます指針と同じ区域の権利者の方々を対象にしたまちづくりの会になります。このまちづくりの会において内容の検討を行いました。8月23日には、第62回本審議会において素案について報告させていただき、意見を頂いたところです。また、9月15日から区民意見の募集を開始しまして、10月3日に地域説明会を実施、10月13日の区民意見募集の終了を経て、現在の原案となっています。ちなみに、区民からの意見はございませんでした。

「2 『歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(原案)』」についてのご説明です。「(1) 景観形成方針、景観形成基準等」について、資料2および資料3をご覧ください。まず資料2のA3カラーの1枚のものに、指針策定の目的と適用区域がございます。適用区域につきましては、以前からご説明しているシネシティ広場を囲む赤い実線で囲われた範囲です。ちなみに、この地区には同じ範囲で地区計画を昨年策定しています。また、指針の運用体制、指針による景観誘導の考え方等につきましてはここに記載のとおりで、こちらは以前報告させていただいた素案からの変更はございません。

次に「(2) 第62回景観まちづくり審議会報告時の委員意見及び原案への反映について」、資料4のA4の1枚をご覧ください。大きく四つのご意見がございまして、1番目は「指針(素案)本編のうち、指針で定める制限内容と、参考として掲載されている内容を明確に区別すること」というご意見です。こちらにつきましては資料3、ホチキス留めの指針の原案そのものをご覧ください。こちらのうち後ろから2枚の部分が、今回の参考、当地区における景観形成の考え方ということで、現在、既に新宿区で定めている景観形成ガイドラインやデザインガイドラインの抜粋を載せています。前回報告させていただいた素案の時点では、この抜粋が本編の中に入り込んでいたために、どこまでが指針でどこが参考なのかが分かりづらいというご意見がございました。東京都とも協議した結果、あくまでも指針はその前までで、これはあくまでも参考という位置付けになりますので、後ろに送ったという変更を今回行っています。

2番目は、「指針(素案)の10～11ページの参考資料について、景観形成のイメージが伝わりやすいように、使用する図画を整理すること」というご意見です。これは、今、私がお説明しましたホチキス留めの指針の後ろから2枚の参考資料の件になります。こちらの図等について分かりづらいというご意見を頂きました。ただ、こちらにつきましては先ほども言いましたように、既にあるデザインガイドライン、また指針等をそのまま抜粋して参考として使う資料になりますので、逆に言いますと、こちらを何か変えるということが難しい状況です。ですので、この2枚目の参考、当地区における景観形成の考え方の方の下の方に、今私がお話した、これはあくまでも参考で、既にある資料を抜粋・編集したものですということを明記することで対応したいと考えています。

3番目は、「指針(素案)の10ページに掲載されているシネシティ広場の現況写真について、画角が把握できるように、方位を記載すること」というご意見です。こちら先ほど見ていただいた参考資料2枚になりますが、参考資料を開けていただいて、参考2と書かれたページの右側の写真について、元々、素案の段階では実はミラノ座があった建物の古い写真を載せていました。現時点では皆さんご存じのように既に解体が終わってしまっていて、暫定の施設でVRの施設がございますが、それが低層の建物となっていて、現在、シネシティ広場に行くと、上空が開いたような状況になっています。本来はシネシティ広場は建物に囲まれた空間が特色であるということ指針でもうたっていて、その写真はなかなか使いづらいものですから、今回、東宝さんの方の写真に替えさせていただいて、なおかつ広場の現況ということで、「東側」と方位を入れることで対応させていただいています。

4番目は、「歌舞伎町の夜の顔だけではなく、昼の顔がイメージできる写真も使用すること」というご意見です。こちら先ほど私が言いました参考資料の参考3ページと書かれた右上になります。こちら夜の写真を使っていたのですが、今回、東宝さんのゴジラが分かる昼間の写真に差し替えることで対応しています。以上が頂いたご意見の対応についてです。

資料1の1枚目にお戻りいただきまして、「3 今後のスケジュール(予定)」になります。今回、当審議会において審議していただき、その結果を受け、来年、平成30年1月に区の方で指針(案)の決定を行います。その後、その指針(案)を東京都へ提案します。その区からの提案を受けまして、東京都の方で東京都景観審議会にて意見聴取を行い、東京都が指針の認定を行うというスケジュールで予定しています。

資料の説明につきましては以上になります。簡単ではございますが、審議の方をよろしくお願いいたします。

○**後藤会長** それでは議事に入りたいと思います。初めに、本日欠席の**藤川委員**より、本件に関するご意見が事前に提出されていますので、内容について事務局よりご説明ください。

○**事務局（嶋田）** 事務局です。**藤川委員**からの意見を読み上げさせていただきます。

「1. リニューアルされる歌舞伎町で区民が一番求めているのは、安心・安全であると思います。歌舞伎町の迷宮的楽しさを演出することと同時に、防犯対策、死角をつくらない、火災に対する備えについても考えられていることを明記してほしいと思います。

2. ゆとりある歩行者空間の確保。西武新宿駅からの来街者という新しい人の動きも考えられます。西武新宿線からの駐輪自転車、バイクの対策も考えてほしいと思います。

3. 賑わいと活力あふれる空間のために。屋外広告物についてはデザイン会議の判断に委ねますが、全て広告で埋めるのではなく、白いキャンパスのような空間も必要かと思います。映画館の大型の手描き看板から、スクリーン写真、さらにこれからの時代はプロジェクションマッピングのように、「そこにはない世界が出現する」ことに楽しみを見つけていくのではないかと思います。今、新しいと思っていることも、実現するころには古いものになっているかもしれません。新しいイベントとして、プロジェクションマッピングのコンクールや学生の発表の場となるような試みも新宿の場所にふさわしいと思います。

4. 音量の規制。渋谷のスクランブル交差点、新宿東口、東南口の複数のハイビジョンなど、音の大洪水になっています。色だけでなく音量の規制も考えてほしいと思います。

5. 魅力的な街路樹。新宿通り、靖国通りをつなぐ武蔵野通り、モア街など、駅周辺には街路樹が多いです。暑さに強く花の美しいサルスベリなど、魅力的な樹木を管理してほしいと思います」。 **藤川委員**からのご意見は以上です。

○**後藤会長** ありがとうございます。何か今のご意見に事務局からお答えするようなことはございますか。どうぞ。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** 今頂いたご意見につきましては、まず安全・安心や駐輪等の対策については、区としても歌舞伎町ということで、歌舞伎町のまちづくりは実行計画等においても特出しをして取り組んでいるものです。

以前に比べるとかなり安全・安心になった、あるいは駐輪対策が良くなったという評価を頂いている一方で、まだまだ課題が多いということも区として認識しているところですので、これは引き続き、区の担当部署を含めて対策を取っていきたいと考えています。今回、景観の指針の方にはこういったことを盛り込むことが難しい状況ですので、盛り込まないのですが、区としてはきちんと対応していきたいと考えています。

また、屋外広告物の件等につきましても、ご意見として頂ければと思っています。昨日、直
接うちの担当の方で**藤川委員**から聞いていますので、今日の審議結果を踏まえてお話しする
中で、**藤川委員**にはきちんとお話ししていきたいと思います。音量や街路樹等についても同
様の対策を取っていきたくて考えています。以上になります。

○後藤会長 それでは、この件についてご意見、ご質問いただきたいと思います。いかがで
しょうか。どうぞ。

○阿部委員 おはようございます。内容を見させていただきまして、細かい点はよしとして、
大きくこの原案のページでいいますと10～11ページ目、運用体制のところのデザイン会議の位
置付けですね。このペーパーのデザイン会議の位置付けの再確認をしたいと思います。ちなみ
に、こちらの新宿区景観まちづくり計画・景観形成ガイドラインの12～13ページに景観まちづ
くり計画の実現の進め方がございまして、当然、景観事前協議があるということで、歌舞伎町
のこの地区になっていて、今回の特定区域景観形成指針のエリアよりもっと広い場所、エンタ
ーテイメントシティ歌舞伎町ですね。そのときに事前協議をやっていくのですが、この事前協
議の進め方とデザイン会議のフローの中で見ていくと、この景観事前協議がどこでどう関わっ
てくるかが見えにくいと思いました。どういう関係で成り立つかというところだけ、ちょっと
はっきりさせておいた方がよろしいかと思いました。

「会議の結果の公開」のすぐ下に「景観まちづくり審議会への報告」と書いていますので、
当初はこの事前協議をしてその結果を、確かいつも後ろにいらっしゃるいろいろな方が「事前
にやりました」ということが実際あると思うのですが、それが今回のエリアのデザイン会議と
どういう形で、パラレルに進むのか、どういう関係かをはっきりさせてもらえればと思います。

それから、デザイン会議のメンバーはこれから構成するというコメントですかね、先ほどの
ものを見ますと「この原案を承認されるとともに、歌舞伎町シネシティ広場周辺地区デザイン
会議を設置する」と書いてありますね。これはこれからメンバーを決めるのか、既に原案があ
るのか、それもはっきりしておいた方がよろしいかと思います。その2点です。よろしくお願
いします。

○後藤会長 ありがとうございます。それでは事務局よりご回答をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。まず1点目のフローになります。位置付け
としましては、スタートは景観の事前協議になります。事前協議につきましては、元々この指
針では東京都の都市開発諸制度等を使う建物を対象にしているというのが前提です。都市開発
諸制度等を使う場合には、東京都の事前協議と新宿区の事前協議が両方かかります。これは並

行して行うというのがスタートになります。その事前協議を受けた後に、受けている最中と言った方がいいのでしょうか、間にデザイン会議を開きます。今回設けるデザイン会議を開き、ここで出された意見等を含めて東京都の方に提案します。提案というか、こういう意見が出されたというものを区から東京都に挙げて、東京都はその意見を含めて、東京都の景観協議を進めると。その部分も反映されたものを受けて、今度は区の景観審議会において報告させていただき、意見を頂くという流れで考えています。

大体そんなところでお分かりいただけましたでしょうか。

○後藤会長 ご質問の趣旨は、パラレルに流れるのか、この従来の事前協議の流れの中の、事前協議と行為の届出の間のところをさらに充実させるためにデザイン会議がここにインサートされて1本の流れなのかというご質問だと思います。

○事務局（景観・まちづくり課長） そういう意味では、1本の流れの中で、全て関連して流れていくと。事前協議と行為の届出の間が充実されるということで考えています。

○阿部委員 はい、分かりました。

○後藤会長 では、2点目もお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） すみません。2点目をもう一度、すみません。

○阿部委員 2点目は、指針の運用体制のところに「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区デザイン会議」を設置すると書いてありますが、設置するということは、これから設置するのか、事前に何かあって、それを平行移動してそれをデザイン会議と位置付けるのかということです。

○事務局（景観・まちづくり課長） 会長、事務局です。

○後藤会長 はい、どうぞ。

○事務局（景観・まちづくり課長） これから設置するものです。現在、メンバー等についてはいろいろ検討しているところです。ただ、実は元々、歌舞伎町の中には、屋外広告物の審査に関しまして、地元のエリアマネジメント組織であるTMO（歌舞伎町タウン・マネジメント）の方で自主審査会というものがございまして、こちらの方も実は**後藤会長**にお願いしているところがございますが、それと同じような会を新たに設けるのか、あるいはその中で取り組んでいくのかということは今、検討しています。今後、**後藤会長**を含め委員の方等にご相談しながらその辺を固めていきたいと思っておりますが、時期も迫っていますので、なるべく早めに結論を出したいと考えています。

○阿部委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○後藤会長 ありがとうございます。私も二つ目の質問のところはよく分かっていなくて、

現在のTMOの中に設置されている審査の仕組みを援用されるということだと、このフロー図の中の「デザイン会議の開催」という帯が事務局と事業者まで伸びているけれども、デザイン会議と呼ばれるものは一番左のカラムだけで、そこに事務局も事業者も参画するという意味なのでしょうか。あるいは、専門家組織と事務局と事業者が一つのテーブルに着くというものをデザイン会議と呼んでいるのか。

○事務局（景観・まちづくり課長） デザイン会議はあくまでも会議体。

○後藤会長 一つの左端のカラムですね。

○事務局（景観・まちづくり課長） はい、左端のところになりまして、その事務局を区が行います。事業者はあくまでも事業の説明等で参加するという意味です。

○後藤会長 そういう意味ですか。阿部委員、よろしいでしょうか。

○阿部委員 はい。分かりました。

○後藤会長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

○安田委員 安田でございます。この景観形成指針は第62回景観まちづくり審議会でやった内容からあまり大きな変更はないので、それについて前回申し上げたこと以上に申し上げることはないので、今日は全然違う意見として一言述べたいと思います。この景観形成指針の中で、いろいろな景観形成の考え方が後ろの方に移されたという形になってはいますが、この全体を見たときに、果たしてこれが新宿の、シネシティ広場周辺のまちづくりにどう役立つのかというのが、ちょっと見えない部分が私的にはあるのです。

というのは、やはり、いわゆる全体を統括するような、より新宿シネシティ広場を特徴付けるようなコンセプトというか、テーマがもう少し必要なのではないかと。そのテーマは、ある意味では季節によって変わるかもしれないし、年度ごとなどの時期によっても変わるかもしれないということですね。T字路の問題など、そういう各部分の案についてはいろいろな案が出ていますが、それを全体として統括していくような方策というか方法論がありません。その方法論の基本となるのは、やはりコンセプトを持ったテーマの設定ではないかと思いますが、その辺がちょっと不足しているかなという感じがするので、全体として、例えば角々や部分部分にいろいろなポイントがあると思うのですが、それに対して、例えばこの周辺地域で回遊性を持たせて有機的につないでいくというようなコンセプトも一つの考え方ではないかと。それによって、より楽しめる景観形成を伴った地域のまちづくりができるのではないかと思います。

これはあくまでも意見ですが、ご検討いただければと思います。ありがとうございました。

○後藤会長 ありがとうございます。コンセプトをもう少し明確にせよというご指摘だと思

います。指針原案の1ページに歴史的な経緯が記されていて、今ご紹介がありましたようにT字路のこともここに書かれています。ターミナル・ビスタを「景観の封鎖」と訳しているけれども、石川栄耀の文章は「封閉」だと思うので、確認してください。文章中と下の図の凡例のところも「封鎖」になっているけれども、「封閉」だと思います。閉じるだと思います。

これは、石川栄耀がここを設計した際の重要な一つの手がかりだったわけですが、僕に言わせると、T字路という考え方が平面的なのですね。周りがこれだけ高層化してきているので、ターミナル・ビスタも3Dのターミナル・ビスタを考えていかなければいけないのではないかと、歴史に学びながら現在の歌舞伎町の姿をイメージしたときに、この文脈の先に何かコンセプトがきちんと必要だと思いますし、今、エンターテインメントシティ歌舞伎町というのが新宿区の大きなプロモーションの際の表現になっているわけですが、それが新宿区内でとどまっただけで、来街者からすると歌舞伎町は歌舞伎町でしかないというところで、シネシティ広場という名称自体もそれほど訴求力がない。ですから、これからミラノ座も含めて広場が再生していく際に、また新しい名前、訴求力のあるような名前が変わっていくことがあってもいいのかもしれないとも併せて思っています。同様の意見を持っていました。

他に。はい、どうぞ。付け足していただいて。

○安田委員 一つ言い忘れたので、ちょっと付け足します。先ほどデザイン会議の創設ということがあったと思うのですが、今後は私が今申し上げたテーマやコンセプトの実際の運営が大事だと思いますので、ぜひその辺をデザイン会議の形態で、もし可能であれば運営しながら、その時期のはやり廃りなど、いろいろなことがあると思いますが、それをうまく有機的に運営していく一助としてデザイン会議がすごく役に立つのではないかと思いますので、そういう方向でお願いできればと思います。ありがとうございました。

○後藤会長 他にいかがでしょうか。

○土屋委員 ちょっと経緯を伺いたいのですが、先ほどお話しされたコンセプトと絡むのですが、このまちが、あそこの部分がタイムズスクエアのようなものをイメージしてこういうふうに絞られてきたのか、もっとごちゃごちゃ感があるような歌舞伎町らしさがないのではないかなど、何かそういう論議のいろいろな経緯があったのだらうと思うのです。そういうものを生かしてルネッサンスの取り組みや、今のエンターテインメントシティという、ちょっと分からないコンセプトになっているのだと思うのですけれども、どういうふうにこの方向性が決まったのか、どなたかご存じの方がいたら教えてほしいです。

○後藤会長 はい。歌舞伎町ルネッサンスあたりの経緯からご紹介いただけると、ご理解が

深まるかと思えます。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。歌舞伎町につきましては、古くは戦災復興、高度成長等の時代を経て、独自のああいうまちを形成してきたという経緯がございます。その後のバブル崩壊、経済低迷時代には歌舞伎町がだいぶさびれたといえますか、一般の人がなかなか立ち入れないようなまちになっていきまして、そういったものを当時、区または東京都の方で、このままではいけないということで、平成17年に歌舞伎町ルネッサンス推進協議会を立ち上げてまちづくりに取り組んでまいりました。それは景観等だけではなくて、例えば当時問題になっていた不法外国人の問題などを、警察、消防を含めて取り組んでいるものです。

このルネッサンス協議会の中に四つのプロジェクトがありまして、そのうちの一つのまちづくりプロジェクトというものに基づいて、区の方でまず「歌舞伎町まちづくり誘導方針」を平成19年に掲げています。実はもうこの誘導方針の中に、エンターテイメントシティということと、シネシティ広場が歌舞伎町の拠点の一つだということを掲げています。その後、誘導方針に基づいて平成25年に「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」の策定や、昨年、地区計画の策定を行ったという経緯があります。

この間も、歌舞伎町の周りは昔は映画館が賑わっていたのですが、数々の映画館が撤退されているような中で、コマ劇場が撤退するということもありまして、東宝さんがコマ劇場の跡地にどういった建物を造るのか非常に関心が高い中で、当初は東宝さんは劇場・映画館を造らないという話だったのですが、区等が積極的に働き掛けた結果、現在のような建物になったという経緯があります。

区としても、それに合わせてシネシティ広場やセントラルロード等をきれいにして、道路の表層をきれいに変えることで、拠点であるシネシティ広場のまちづくりを積極的に進めようと考えていまして、現在、事業者から提案があるミラノ座の跡地等につきましても、次回以降の審議会でご説明できると思うのですが、エンターテイメントシティ歌舞伎町にふさわしい建物が建つと事業者から聞いています。そういったものを含めて、より歌舞伎町らしい賑わいのあるまちづくりを引き続き進めていきたいという考えで進めています。

簡単ではありますが、以上のような経緯になっています。

○後藤会長 はい、どうぞ。

○和田委員 今のルネッサンスなのですが、前区長の中山さんのとき、当時は汚いとか怖いとか、正直、毎週金曜日は東宝の下に東声会や山口組など、やくざが練り歩いていたのです。当時は若い人を集めるということでヤングスポットだったのですが、シネシティに変えたとな

ん、まず東亜が映画をやめて、ジョイパックがやめて、最後に東急が残っていたのだけれど東急もやめて東宝もやめて、歌舞伎町振興組合では名前も変えようということで紛糾したのですが、その後、中山区長の言うとおりに、東宝が映画館を造ってくれるということでそのまましているのです。そして今度は東急が、バーチャルの後ですが、下が映画館、上がホテルで建て替えをやります。でも、それを一刻も早くやらないと、歌舞伎町は12町会あるのですが、12町会全部、渋谷ができてしまった後では負けるということで、今、一生懸命みんなで早くしたいと。

それについて、デザインというより運用なのですが、先ほどのTMOが、藤林さんと柏木さんが来てからだいぶ運用が楽になったのですが、例えば25日にパレードを、占用さんの許可がちょっと難しかったので、掃除するという形でパレードするか、その辺はちょっとデザインとは別なのですが、より早くしたいのと、例えば区役所の横のあずま通りは夜になると黒人などがやはりものすごく多いので、歌舞伎町のセントラルロードだけでなく、まち全体で普及していきたいということで、今、歌舞伎町振興組合ではやっているのです。

それに伴ってデザイン会議も、TMOは今度は杉山さんという人に代わったりして、これから良い方に行けると思うので、巧遅より拙速ということで、できれば早くやってほしいということです。

○後藤会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

細かなところですが、7ページの「形態・意匠、色彩、素材」の、下から二つ目の四角「広域的な景観の形成において著しく目立つものとして認識される、赤や金色などの着色されたガラスを使用しない」というところの、赤と金色に決め打ちをしているのは、どういった理由なのか、ちょっと教えていただければと思います。

○事務局（景観・まちづくり課長） 今回定める指針につきましては、既存の景観計画やデザインガイドライン等から抜粋して組み立てを行っています。その中で、実は東京都の方で大規模建築等景観形成指針というものを定めていまして、その形態・意匠のところはこの文言が入っています。逆に言いますと、東京都との協議の中でこれをそのまま使うということで載っているものです。ただ、元々、会長がおっしゃいますように歌舞伎町は賑わい、派手にすることが逆にコンセプトになりますので、先ほど言いましたデザイン会議等や事前協議の中で、この赤が本当にいいのか、金色が本当にいいのかというのは、きちんと精査していきたいと考えています。

○後藤会長 他にいかがでしょうか。**大浦委員**、どうぞ。では、先に**土屋委員**。

○土屋委員 同じく7ページの上の段の真ん中あたりに、「T字路のアイストップとなる場所

では、場所を特徴付ける工夫をする」とあって、参考資料3のページを見ると、そのT字路のところに、何かこういうデジタルサイネージを置こうというようなことなのだろうと思うのですが、場所を特徴付けるというのはどういうイメージなのか分かりますか。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。参考までに指針の参考資料の3ページをご覧いただきますと、アイストップを意識したしつらえとすること等の代表として写真を2枚載せています。こちらは東宝さんの東側の道路を真正面で見ると、突き当たりのところの建物に「I♡歌舞伎町」という宣伝がありまして、実は外国人の観光客などがこれを写真で撮っていて非常に賑わっていると聞いています。また、代表的なものとしまして、他にセントラルロードの突き当たりのゴジラなどを想定した記載となっています。

○土屋委員 それでいいです。

○後藤会長 よろしいですか。私は先ほどT字路もこれからは3Dのターミナル・ビスタの時代だとお話ししたのですが、ただ見られるだけではなくて、そこが新しい視点場となって、手前に真っすぐ延びてくる道を上から俯瞰的に見下ろすような公共空間がぜひそういうところに出てくるといいなと思っています。例えば、東宝シネマのロビーからセントラルロードを振り向くことのできる視点場があるわけですが、同様に歌舞伎町を上から眺め下ろすような公共空間。これは圧倒的に渋谷に対して不足していると思うのです。上から眺め下ろす場所がない。ですから、T字路というのも単にアイストップだけの問題ではなくて、もう一方で、そこに重要な視点場をつくるということもあると頭の片隅に置いていただけるといいなと思います。

大浦委員、先ほどお手が上がりました。

○大浦委員 先ほど区の方から、1月の指針に防犯のことや安全のことを盛り込まないと。僕は非常に残念に思っています。僕は今、歌舞伎町の隣町に住んでいます。その昔、小学校のころは、あそこは地球座という映画館があって、子どもたちは年に1回か2回、映画会に行っていました。それと、歌舞伎町の先の中学校へ3年間通いましたが、いつも歌舞伎町を通っていました。それから大学へ行きまして、野球の早慶戦があると大体歌舞伎町に戻ってきてわーわー騒ぐのですが、あのころは大福という軍隊キャバレーがあって、そこへ行って「ちょっと校歌をやってくれないかな、勝ったんだから」と言う校歌もやってくれた。そのように非常に安心・安全で下町的な要素がありました。そのようなことでもって歌舞伎町のまちは賑やかになったと思います。

その昔は歌舞伎町のまちは人さらいが出るような本当に寂しいところだったのです。コマ劇場ができる前はあそこで産業文化博覧会があって、ゴジラの張りぼてなどが何年も吹きさらし

になって、その後、昭和32年にコマ劇場ができたわけです。ですから、あのころの雰囲気はやはり人を集めたということだと思っています。

ところが、これを見ますと、建物や景色などばかりに重きを置いているのです。人はなぜ集まるかという、建物や景色もあるかもしれないけれども、安心・安全なところということで人が集まると思うのです。例えば昭和39年、東京オリンピックのとき、歌舞伎町も含めて夜中の12時を過ぎたら一切の営業を禁止するという条例ができて、何年か続いていたと思います。だから、例えばそういう強い条例のようなものを作って安心・安全に努める。歌舞伎町というのは一つのまちではなくて特異なまちなのです。日本中を探してもこういうまちはありません。

ですから、そういう観点からもいろいろやっていった方がいいと思います。このままですと、歌舞伎町は今のまま怖いまちだと。暴力団の事務所が100だか200だかあると。それから客引きが横行してどうしようもないと。ということはどういうことかという、全部南口をはじめどんどん渋谷の方へ伸びていくし、片一方で西口はどんどん中野の方に高層ビルができて、歌舞伎町は取り残されてしまう。それを防ぐのに何が必要かという、一番の基本は安心・安全なのです。建物がきれいになった、ゴジラができたというのではなくて、安心・安全で下町的な雰囲気があったから僕らはよく歌舞伎町に遊びに行きました。けれど、今の歌舞伎町には昼間は来ても夜は来ません。だから、区の方で安心・安全は指針に入れられないということでは人は集まらないと思う。いくら建物をきれいにしたり、道を整備しても、安心・安全がなかったら怖くて嫌です。

ということで、時間的には間に合わないかもしれないけれども、次の機会があったら、安心・安全をトップに挙げていただきたいと思う。安心・安全なまち歌舞伎町をスローガンのようなことでもってやれば、また人が集まってくると思います。終わりです。

○後藤会長 ありがとうございます。では、**松川委員**、続けてどうぞ。

○松川委員 今のお話と関連して、今日ここへ来る途中も、アナウンスで「このまちではこういうことが横行しているから気を付けてください。何千円ぽっきりとかと言われて高額なお金を要求されたりするから気を付けましょう」と流れたのですが、何となく、あれで安心・安全を確保しているかという、逆にちょっと不安感をかき立てられるようなところがあって。多く知らせるのにどういう手段がいいのかというのはよく分かりませんが、あれはちょっとという気はするので、何かいい策を考えていただきたいと思っています。以上です。

○後藤会長 ありがとうございました。歌舞伎町の抱えている課題を、3ページの「(3)ま

ちの将来像」の「歌舞伎町ルネッサンス」から始まる段落の中で一通り整理されたらどうですか。歌舞伎町ルネッサンスで議論されてきたようなことを。今の安全・安心の問題や、駐輪の問題や、音の問題や、こういう課題があるのだということをこの前段でひとまず触れておいて、その中に、景観としてどんな対応ができるかということが5ページ以降に記されていくという形で、ひとまず、これからの目指すべきまちの将来像の中には、安全・安心をはじめとした、今、歌舞伎町が抱えている課題をどう理解して、どう解決していこうとしているのかという姿勢を、ここに数行補強することができるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。先ほどご説明しました平成19年に定めた歌舞伎町まちづくり誘導方針の中に、まちづくりの方針を六つ掲げています。実はその中で安全・安心をうたっていて、誰もが安心して楽しめるまちを目指すということを当時から目指してまちづくりを行っています。今回定めるのは景観指針ですので、そういった項目が出てこないという意味で先ほど私はちょっと説明させていただいたのですが、今の会長のご意見等も踏まえて、この指針に載っているものをベースに、こちらにどのように設けられるのか、事務局の方で検討して、盛り込む方向で考えたいと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。その他。**浅見委員**、どうぞ。

○浅見委員 1ページのT字路のところを見ますと、随分たくさんT字路がありますよね。このT字路のところをアイストップとして特徴付けるような何かを目線のところに入れるということですが、何々通りとか、そのまちの何か面白いネーミングが付いたような通りの名前を付けるというお考えはないのでしょうか。

あと、駐輪がいつも問題になりますよね。置いてはいけないと言われるからごちゃごちゃにごった返して置いてしまう。でも、自転車ほど便利なものはなくて、排気ガスや車などを考えたら、自転車をもっと活用させる方向で考えた方がいいのではないかと思うのです。私も自転車に乗りますので、きちんと自転車を置けるスペースを、駐輪場としてごちゃごちゃと置くのではなくて1台ずつ規則正しく置けるようにして、例えば2時間で幾らとか、お金を取ってもいいと思うのです。それでちゃんとチェーンを付けるような形とか、方法はいろいろあると思うのですが、ヨーロッパの方に行くと、そういうことがきちんとされているからこそ自転車が活用されて、マナーも守られていると思うのです。だから、そういう面でも何かいい方法があれば考えていただけないでしょうか。以上です。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。まず1点目の道路の名称については、通称と申しますか、地元の方が使っている道路の名称は実は既にたくさんありまして、例えばセン

トラルロードだったり、東に行くとは一番街通りだったり、さくら通り等、実はたくさんあります。これは正式に何か決まっているというものではなくて、地元の方が一般的に使われている名称でして、区の方もそれを一緒に使っているようなものです。ただ、地元の方にもいろいろなご意見があるようで、例えばセントラルロードをゴジラロードに変えたり、いろいろな思いはあるように聞いていますが、そういった形で今、普及しているものでして、区として現時点で何か決めていくということはないのですが、そういった地元の方の意向を踏まえながら、しばらくは様子を見る感じになるのかなと思っています。

2点目の駐輪場は、区としても非常に重要な課題と考えています。先ほど言いましたように、歌舞伎町のまちづくりとして、いろいろな部署でタッグを組んで取り組んでいます。その中の一つに道路の適正利用というものがありまして、これにより駐輪と自転車と看板について適正に利用するという取り組みを以前からやっています。自転車につきましては、例えばコマ劇場があったときは、コマ劇場の前の空地の部分や、コマ劇場につながるセントラルロードやゴジラロードにもかなり違法に自転車があったものを、東宝さんの建て替え等に合わせて道路をきれいにすることで撤去を促進したという部分もあります。その代わりに、その自転車がまた他の所に行ったりなどもあります。

また、今回、西武新宿駅前通りを含めてきれいにしていくという計画もありますので、そういった中で今ご指摘の点についてもきちんと関係部署と協力しながら対策を取っていきたいと考えています。すぐに結果が出るものではないのですが、対策は取り組んでいるということでご認識いただければと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。**坂井委員**、ご発言がないですが、いかがですか。

○坂井委員 ありがとうございます。今回は景観ということで、ここに織り込めることと織り込めないこともあるなど思いながら、どこまで言えばいいのかなとちょっと悩んでいたのですが、まず、先ほどの安心・安全というのは私も絶対だと思います。先ほど読んでいて、どこかに「建築の死角をつくらない」という言葉があったように思ったのですが、どこに行ってしまったか分からなくなって必死に探していたのですけれども、やはり建築のつくり方の中で、あとは今あった駐輪や、バックヤードになる駐車場のつくり方のようなものを何とか織り込めないかなと考えていて、具体的にどこだということがこの時間で見つけられなかったので、ちょっと発言が遅くなったという経緯が一つあります。

2点目は、今も歩行者空間の話がありましたが、建物をいろいろとやるための景観計画なのですが、やはり公共空間といわれる歩道、車道のデザインは、図を立てるためにも地として大

事なので、その地面の部分はどういうふうにつくるのかというのは、この中に織り込むというよりは、区の方で歌舞伎町一体的に歩行者空間をどのようにつくっていくか。このルネッサンスなどにあるのかもしれないのですけれども、それであれば、先ほど**後藤会長**からもご指摘があったように、そういったことはもうルネッサンスにあつてこれからも進めていくので、これからやる開発の事業者の方はそれを順次するようというふうに強く書いておくなどして、歩行者空間はなかなか進まないのですが、開発業者にやっていただけるような書きぶりにならないかなということも少し考えていました。

最後に、これは情報ですけれども、ニューヨークのタイムズスクエアがよく引き合いになるのですが、私はロンドンにあるレスタースクエアとも非常によく似ていると思っています。レスタースクエアというのは映画館が周りを囲んでいて、まさにシネシティ広場と同じようなつくりになっていて、真ん中が公園になっているのでちょっと違うのですが、あそこで何をしたかという、やはり安心・安全が大問題で、ここ10年ぐらいいわゆるBusiness improvement districtという制度があるのでそれを使っています。日本でも、その制度がなくても、エリアマネジメントやまちづくりの組合の方が、安心・安全のために警察もしくは区、および都などと連携しながら夜の見回りなども協調しながらやって、今はナイトライフを楽しむならあそこだということで観光客がどつと行っているということを聞いていますので、そういった運用はやはり非常に大事だと思っています。

例えばここで書き込むとしたら、先ほどからある10ページ、11ページの「運用の体制」が、デザインについてということではあるのですが、例えば①の最後の行に「屋外広告物については、エリアマネジメントの取組と連携」と書いてありますが、屋外広告物だけなのかなと思ったりもするので、よくある、屋外広告物「等」というふうに入れるか、もう少し突っ込んだことをここで書くようなこともあるのかなと思いました。以上、雑ぱくですが、3点ほどです。

○後藤会長 ありがとうございます。何かお答えはございますか。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。1点目の死角の件や2点目の歩行者空間等については、ご指摘のように既にやっている部分で、他で補っている部分等もあります。その辺も含めて、こちらにどのように盛り込むか等は、事務局と会長で相談させていただいて、検討させていただければと思います。

3点目の運用につきましては、ご指摘のように確かに屋外広告物だけではなくて、建物全体に及ぶ指針のお話ですので、基本的には全体なのですが、元々、この指針そのものの対象にしているのが都市開発諸制度等を活用するというもので、実は広く一般的な建築につきましては、

元々、現在あるこの景観まちづくり審議会や景観事前協議の中で、区の景観計画や景観ガイドラインの協議を行っているもので、実体の景観の運用としては、区としてはそれで十分頑張っているという認識です。ただ、今回につきましては、東京都の条例に基づいて運用体制を作らなければいけないという制限の中で、新たに組織を作らなければいけないという縛りがありますが、実際には区としては今現在も十分な運用は行っていると考えています。今ご指摘のところも踏まえて、さらなる発展といいますか、景観が向上するような協議・取り組みは引き続きやっていきたいと考えています。

○後藤会長 今の**坂井委員**のご発言で、僕もちょっと興味を持ったというのでしょうか、教えていただきたいのは、ミラノ座が建て替わったときに、ミラノ座の前面道路、シネシティ広場側の前面道路はどうなるのですか。

○事務局（景観・まちづくり課長） ミラノ座の前面道路は道路法に基づく道路でして、車も通れる道路という位置付けになっています。現時点では、その開発においてそれは変わらない予定ですが、ただ、今回はビジョンの設置等と併せて、シネシティと一体となったエンターテイメント、エリアマネジメント等を検討していますので、実は事業者の方からも、この前面道路について歩行者専用等の検討ができないかという声は頂いています。まだ何も検討はしていないのですが、今後そういったことについて、担当部署等と、まず検討が必要なのかどうかも含めて協議は行う予定です。現時点では今のままの予定です。

○後藤会長 シネシティ広場も道路といえば道路なのだけでも、あのような形で区が頑張っ
てペーブメントを引くというところまでやってくださったわけで、何かうまく協働できるようなことが起きるといいなと思いますし、今回この景観形成の指針を作っているのは、繰り返しおっしゃっているように、都の都市開発諸制度に載せる、すなわち、あめとむちという言い方はまずいけれど、規制誘導なのですよね。ある程度お互いに協働できるような関係をそこで取り持っていくことが重要なので、何かジョイント部分の足元のデザインがうまく収まっていくといいなと私も思いました。そのあたりがデザイン会議にも期待されているところなのかもしれません。

はい、どうぞ。

○坂井委員 今の会長のご発言を聞いて、気を強くして申し上げますと、いろいろな課題は勉強していらっしゃると思いますし、本当にいろいろとやられていると思うのですが、私が気付いた歌舞伎町の一つの課題は、道路が全て道路であって、例えば今の時間に行くと横付けして搬入・搬出しているという、その雑多さですね。表も裏も全部一緒になってしまっていて、

あのまちの表はどこだろうかと。それがシネシティ広場ということなのですが、今、先生からもご指摘があったように新しくなった道も道路だし、これからなる道も道路なので、先ほど行ってきましたけれども、やはりどっと搬入の車があって、どう見ても真ん中の広場のところだけが残っている。残りの空間のように思えるといえば思えるのですね。

なので、この新しい開発の前面のところと広場が一体化して、今までもそういった道路の本当に一部を、都市計画決定道路か分からないですけども、都市計画道路を少しやめて、広場として付け替えるような、例えば札幌の北三条広場のようなものをご参考にしながら、一部、道路を歩行者空間に置き換えるということをしつづつ進めていくと、昔は地域ともっと密着していたというお話も先ほどありましたが、もう少しまちの人たちが来やすくなるような場所になるのかなと思ったりしました。これは意見です。

○後藤会長 ありがとうございます。一通りご意見を頂けたものと思います。本件は審議事項ですので、この審議会としての意見取りまとめを行う必要がありますが、幾つか頂いた意見、加筆修正をする必要があるかと思いますが、それを会長預かりという形にさせていただいてよろしいでしょうか。私と事務局で、委員の皆さまの意見に基づいて修正させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

【議案2】景観重要樹木（第3号）の指定解除について

○後藤会長 それでは、議案2「景観重要樹木（第3号）の指定解除について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。それでは、議案2「景観重要樹木（第3号）の指定解除について」、ご説明します。

議案2の資料をご覧ください。「1.概要」です。平成29年10月、景観重要樹木(第3号)の所有者である宗教法人薬王院から、新宿区景観まちづくり条例第25条の規定により、「景観重要樹木滅失・枯死届出書」が提出されました。このため、景観法第35条第1項に基づき、景観重要樹木の指定の解除の手続きを行うものです。

「2.景観重要樹木について」です。新宿区は、景観法および新宿区景観まちづくり計画に基づき、「歴史的又は文化的に価値の高い樹木」「地域の景観を先導し又は継承し、特徴付けている樹木」を景観重要樹木に指定し、保全を行っているものです。

「3.対象となる樹木について」です。樹木はケヤキ、所有者は宗教法人薬王院、所在地は下落合四丁目8番2号ということで、下に図がございまして、新目白通りから北の方に坂を上がっ

たところになっています。右側に写真がございまして、左側の写真が指定時のもので、右側が現在の状況を表した写真となっています。

当該樹木は、幹回り3.3m、推定樹齢200年とされ、落合の豊かなみどりを印象付ける文化的価値の高い樹木であり、薬王院の移転以前からその土地に存在し続けたと推定される歴史性を備えた樹木であるとして、平成24年3月26日に景観重要樹木に指定されたものです。

今回の指定解除の経過です。平成29年4月に樹木医による診断を実施しています。樹皮を穿孔する害虫の駆除及びモニタリングを開始し、9月に樹勢の急激な衰弱を確認、外観診断を実施しました。10月に精密診断を実施しています。精密診断におきまして「全ての葉が褐色に変化し、地上高1.2mの樹皮の94%が枯死・欠損していることから枯死と判断する」という診断が出ています。

「5. 今後の予定」です。景観重要樹木の指定の解除後、景観法第35条第3項の規定に基づき、その旨を所有者に通知するものです。なお、本樹木につきましては、新宿区みどりの文化財指定要綱に基づく特別保護樹木にも指定されています。この指定につきましては、今年11月13日、今週の月曜日にみどりの推進審議会が開かれまして、その中で諮られ、指定が解除される見通しであると担当部署から聞いておりますので、併せてご報告いたします。説明は以上になります。

○後藤会長 はい、ありがとうございました。これも、本日欠席の**藤川委員**より事前に意見書が提出されていますので、内容について事務局よりご報告ください。

○事務局（嶋田） 事務局です。**藤川委員**の意見を述べさせていただきます。「樹齢200年のケヤキの枯死、とても残念です。害虫が原因とのことですが、環境変化の要因があればぜひ調査・報告していただきたいと思います。薬王院はみどり豊かな庭の寺院なので、ぜひ、他のみどりも守り、地域の景観を維持してほしいと思います。私の住んでいる西落合地域もみどりの多い住宅地ですが、年々みどりが失われています。中井周辺の傾斜地はみどりが守られていますが、平坦な土地は容易に開発されてしまいます。例えば現在、西落合第六小学校前の屋敷が取り壊され、私道で分断された分譲地になっています。200平米以上の土地は側面緑化が義務付けられているようですが、新宿区としても緑化を積極的に誘導していただきたいと思います」。**藤川委員**から頂いている意見は以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。害虫に関して何か情報はお持ちでしょうか。**藤川委員**のご質問。要するに、他の樹木にも影響が及ぶような害が見られるかということだと思います。どうぞ。

○事務局（みどり公園課長） みどり公園課長です。みどり公園課の方でも、みどりの文化財特別保護樹木に指定しておりました。枯れた原因ですが、害虫に関してはキクイムシが入りました。これは今年の4月からで、キクイムシの駆除を行ったのですが、キクイムシは木が弱ってから入り込んだものと推定しています。

20年ほど前に、薬王院さんの方で山門の設置と参道の整備のために、このケヤキの付近にかなり盛り土をしています。このケヤキが、そのときに80センチメートルぐらい深植えになっていまして、それも原因だと考えられます。実際は1メートル以上の盛り土をして、ケヤキの周りだけ80センチメートルぐらいということで、その辺に水がたまるようになっていまして、地上に出ている根元の部分がある程度腐ってきて、空洞が生じて、そのときに薬王院の方で空洞の腐った部分を取ってウレタンを充填するという外科手術を行っています。この方法は適切だと思うのですが、その後、深植えが影響して衰退してきた状況があります。

特別保護樹木は平成23年度に指定したのですが、そのときはよかったのですが、徐々に樹木の衰退が見られまして、平成25年、26年、27年の3カ年にわたり樹木医の意見を聞きまして、土壌改良を3カ所に分けて行っています。深植えしている部分をさらに掘るわけにもいきませんので、土壌を改良しながら通気性を改善しました。そうすると、その深植えの幹の部分から発根が確認されましたので、こちらをたくさん出して樹勢を回復させようということを進めていきましたが、特にここ2年ぐらいで衰退が激しくなってきました、枯れ枝も見られるようになりました。そして今年の初めにキクイムシがかなり見られましたので、弱ってからキクイムシがある程度発生したものと見られます。

キクイムシの防除も引き続き行っていたところなのですが、本来は葉っぱが茂っている8月の末には完全に茶色くなってきてしましまして、そして9月に精密診断を行った結果、枯死といった状況になります。

○後藤会長 ご丁寧にありがとうございました。この件につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。**阿部委員**、どうぞ。

○阿部委員 この景観重要樹木がなくなることは非常に寂しいと思うのですが、やはり、こういう景観は継承すべきものだと思うのです。事例を挙げると、鎌倉の大イチョウが倒れた後、それをもう一回植えようと、あれは確か挿し木か何かをしたのですが、私の知識が不足であれば補ってください。

要は、ここのケヤキがなくなったときに山門の風景が変わるので、またここにケヤキを植えて、またこういう景観に戻るとか。このケヤキがなくなってしまつて、挿し木か何か分からない

いけれど、そういうことができないのは寂しいにしても、やはりどんどん生まれ変わっていくと。なくなっても生まれ変わりますよと。そういうことで、こここのところにケヤキの苗木か何かを植えて、200年たったら立派な木になるという気持ちが欲しいと私は思います。

ここは実際はこのお寺さんの敷地なのではないでしょうか、ちょっと分からないのですが、やはりそういう意識があってやっていかないと、それこそ今の新宿区の状況で言うと、再開発があって、建物を建てるから全部なくしてしまって、その樹木がなくなったところに建物が建つではないですか。今回はたまたま山門の横ですから、そういうことがないというならば、やはりそうやって、死ぬものもあれば生まれるものもあるという意識を持って指導といいますか、ぜひやってもらいたいと思います。以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。はい、事務局、よろしくお願ひします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 今回、木が枯れたということで、所有者さんから届出が出て解除をします。解除に伴いまして、所有者さんの安全性の面がありますので、恐らく伐採する方向になるのではないかと思います。それがいつかは、緊急性があるとは聞いていませんので分かりませんが、一応、今回は伐採をするための手続きであると聞いていますので、伐採になるのかなと考えています。

○後藤会長 他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。この件は本当に大変残念ですが、区として、みどりの推進審議会の方でも同様の判断を頂いているということで、本件は指定解除ということで当景観審議会においても認めざるを得ないと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ただ、先ほどお話がありましたように、この事象から学ぶことが何なのかということ、ぜひつなげていくことが重要ではないかと思います。

2. その他

○後藤会長 以上で、本日ご用意いただきました審議事項2件を進めてまいりました。最後に、事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。

○事務局（主査） 事務局です。本日の議事録は、個人情報に当たる部分を除きホームページで公開いたします。

次回の審議会の日程については、決まり次第ご連絡させていただきたいと思います。なお、景観事前協議の届出および行為の届出について、勧告や変更命令を検討する事例が発生した場

合には、急ぎよ審議会または小委員会を開催する場合がございます。景観施策について何かご助言を頂きたい場合等においても小委員会を開催することとなります。その際にご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。事務連絡は以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。それでは、本日の審議会は以上で終了させていただきます。

午前11時14分閉会